

広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十二月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五十四号

広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

広島県地方機関の長に対する事務委任規則（昭和三十九年広島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

4 第十六条及び第十七条の規定の適用については、平成三十三年三月三十一日までは、第十六条第七十七号(一)及び第十七条第二十三号(一)中、「一億五千万円」とあるのは、「三億円」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。